放課後児童クラブ利用に関する同意書

下記の記載事項をよくお読みの上、申請時に提出してください。

- 1. 児童クラブの開所時間内の利用となります。特に、お迎えの時間を守ってください。(18時まで迎えに来ることができない場合は、事前にクラブまで連絡願います。)
- 2. 児童クラブを欠席するときや、お迎えがいつもの方と違うときは必ず児童クラブへ連絡願います。
- 3. 児童クラブで身体の具合が悪くなった場合やけがをした場合は、応急処置を行い保護者の方へ連絡します。状況に応じて迎えに来てください。
- 4. 感染症(インフルエンザ等)により小学校への出席が停止された場合は、児童クラブも欠席となります。また、感染症や台風で小学校自体が休校、繰り上げ下校となる場合は児童クラブもお休みとなります。
- 5. おやつ・文具代(工作材料費)は毎月5日まで、各児童クラブの職員に直接 納入となります。
- 6. 児童クラブ内での活動の際は職員の指示に従ってください。悪ふざけまたは 乱暴な行為により、故意に施設や備品を壊し修繕費が発生した場合は、保護 者の方にご負担をお願いするようになります。 さらに他の児童に危害を加える等、児童クラブの管理運営に支障をきたすと 判断した場合、登録を取り消すことがあります。
- 7. 登録申請の内容(勤務先、自宅、連絡先、一人帰りや一時外出)等に変更が 生じたときは、速やかに児童クラブまたは町民課子育て支援係に変更内容 をご相談ください。また、退職や育児休業等で登録要件を満たさなくなった 場合は「終了届」を提出いただきます。

新地町長 様

上記の記載事項をすべて確認しました。同意の上申し込みます。

令和	年	月	В	住所 新地町
				保護者氏名
				児童氏名